

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針（6. 課外活動）

2021.6.21

レベル	具体的な活動	施設の利用		通常の課外活動	新入生勧誘活動	イベント等（要申請）
		課外施設	屋内施設			
0	通常通り	○	○	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止措置に留意	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能	・感染防止措置(※)の上で、勧誘活動が可能	・イベント、大会、試合、練習、合宿等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能
2	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能	・感染防止措置(※)を講じた上で、屋外での勧誘活動は可能	・イベント、大会、試合、練習等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能
				・球技における1対1など近距離で接触する活動、近距離で行う楽器演奏等の実施については、感染防止対策を徹底した上で、練習方法を工夫する	・屋内施設でも密閉空間、密集場所、密接場面にならない場合は、感染防止措置(※)を講じた上で、見学程度は可能	・合宿は徹底回避(*1)
<p>・当該活動は短時間とする（活動開始から3時間以内とし、19時までには終了する）</p> <p>・活動終了後は、速やかに帰宅する</p> <p>会食を伴うものや密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は徹底回避</p>						
3	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可【制限あり】(*3)	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能	全ての新入生勧誘活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止	・イベント、練習試合等は、実施規模、内容の見直しを検討した上で、日帰りを基本に活動可能（要申請）。ただし、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置」の適用地域での活動及び、適用地域の学校等との交流は不可。(*3)
				・練習内容 感染リスクの高い行動（密集、近距離で組み合う接触や発声を伴う活動）を回避し、呼吸が激しくならない軽度の運動やミーティング時のマスク着用を徹底する。		・公式戦は、主催者の感染防止対策を遵守した上で参加可能。（要申請）(*3)
<p>・活動時間 平日：活動開始から2時間程度 休日：活動開始から3時間程度(*3) 19時までには終了する。</p> <p>活動終了後は、速やかに帰宅する。</p> <p>・活動前後の会食禁止、マスク着用を徹底。</p> <p>会食を伴うものや密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は中止</p>						
4	全面活動停止	×	×	全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止	全ての新入生勧誘活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止	・イベント、大会、試合、練習、合宿等は原則中止(*2) ・学外への施設貸し出しの中止

- *1： 他団体と交流する場合は、十分な感染対策を講じた上での実施であれば、交流することは可能。（但し、飲食等を含む交流は除外）各競技協会、連盟等が主催するイベント、大会、試合については、実施が決定され、参加せざるを得ない場合、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、参加することは可能。（但し、飲食等を含む交流は除外）これらの場合又は懸念が生じる場合には、原則2週間前までに学生支援課に相談すること。
- *2： 各競技協会、連盟等が主催するイベント、大会、試合については、実施が決定され、参加せざるを得ない場合、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、参加することは可能。（但し、飲食等を含む交流は除外）この場合又は懸念が生じる場合には、原則2週間前までに学生支援課に相談すること。
- *3： 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和3年6月18日付「新型コロナウイルス総合対策～「第4波」の終息を目指して～」に従い制限

※感染防止措置等

- 密閉空間、密集場所、密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること。
 - ・更衣室等を利用する場合は、一度に全員が利用し「密」の状態を作り出すことがないように利用すること。
 - ・活動の内容についても、接触や飛沫感染の危険があるものは避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。
 - ・運動時等、活動を行う上で支障がある場合を除き、マスク着用をすること。
 - ・人数の多い部は、小人数のグループに分ける工夫をすること。
 - ・屋内施設を利用する場合、可能な限り常時換気するとともに、「密」の状態を作り出すことがないように努めること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気が心がけられること。
- 人との距離を最低1m（できるだけ2m）確保（運動時は2m以上を確保）すること。
- 毎日の検温に努め、発熱（37.5℃以上又は平熱より明らかに高い）等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。発熱時の課外活動は禁止。症状消失を自身で2日間確認した後、活動に参加することは可能。（濃厚接触者を除く）
- 共用物品は消毒液等を使用して拭き、活動前後は手洗いを徹底すること。
- 消毒液（屋内施設入口に設置する手指消毒液を除く。）等の用意は、各団体で行うこと。
- 「課外活動感染症対策計画書」を作成し学生支援課へ事前に提出すること。毎回活動時には「参加者名簿」を作成し保管すること。
- 課外活動への影響を回避するため、日常生活においても大人数での会食を控えるなど、感染防止対策をとること。
- 基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に付けること。